

Title	F. L. Ganshof., Qu'est-ce que la feodalite?, 1947 lleme edition, office de publicite-BSruxelles.
Sub Title	
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1952
Jtitle	史学 Vol.26, No.1/2 (1952. 12) ,p.139- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19521200-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

F. L. Ganshof.

Qu'est-ce que la féodalité?

(1947 IIème Édition) Office de Publicité—Bruxelles.

Helen Cam が指摘したように、封建制度という言葉は極めて多くの意義を有し、研究者の視角なり立場なりによつてその内容も著しく相異してゐる。(History, Vol. XXV, 1940—1 p. 216) 更にこの封建制度が西洋固有の制度とは考へられず、廣く世界の類似の現象をも含むものとして擴大して考へられるに至ると、この弊は益々甚しいものとなり、諸家の並び立つ見解の前に我々初學者は茫然と傍まざるを得ないというのが現状であらう。

しかしこれらの研究を大別すれば、二つに分けることが出来るように思ふ。即ち Robert Boutruche の言つてゐる如く、その一つは庄园制度研究をも含むもの、他はそれを全く除外し、人的並に土地的な特殊の結合關係のみを取扱ふものとするものが出来るのである (IX^e Congrès international des sciences historiques, Rapports, p. 419)。換言すれば前者は封建社會研究、後者は封建

制度研究と言ふことも可能であらう。近年フランスに於いて公にされた著書を以つてこれを例示すれば Joseph Calmette 教授の *La Société féodale*, Marc Bloch 教授の *La société féodale* の二著は封建社會研究であるに對し、本書は正に後者の立場に徹底したものと云ふことが出来る。

Ganshof 教授の封建制度の概観は著しく狹隘である。彼は「從士たる自由人の、領主たる自由人に對して負ふ服從並びに奉仕の義務——主として軍務——及び領主が從士に對して負ふ保護並びに生活保證の義務を生み且つ規制する一聯の機構」が封建制度であるとし、この生活の保證は「主として從士に對して賦給せられる『封土』と稱する財の下附」の形に於いて實現されるとしてゐる(本書一二頁)。従つて本書は、領主・從士間の所謂封建的人間關係(vassalage)と封土の問題即ち封建的土地關係とに考察を集注し、その敘述はこの兩關係の各箇の發展とその相互作用とを跡付け、軍務とベネフィキウム給附の不可分的結合關係發生の由来を明らかにすることに専らつきてゐると言つてよい。廣義の封建制度研究、所謂封建社會研究に於いて取上げられてゐる諸問題は、上述の人間關係、土地關係の二主題に關係を及ぼす限りに於いてしか觸れられてゐない。例へば國家の如きもそのものとして考察の對象とされることはなく、それが從士制、封土に關係を及ぼす限りに於いてのみ考察の對象に入れられてゐるのである。著

者自身述べてゐるように謂はば本書は封建制度の技術的研究なのである。

本書は本文僅かに一九四頁の小著であつて本文は封建制研究上著者の採る立場を明らかにした短い序説、三部に分れてゐる本論、並びに結論とから構成されて居る。更に本論に於いては人間關係、土地關係が夫々別箇に取扱はれた後、兩者の相互影響、最後に他の社會的諸要圖との關係が考察されてゐる、本書の意圖する目的と敘述の構成とはよくマッチしてゐると言つてよい。

本論第一部は「起源」(Les origines)と題し、ローマ帝國末期よりメロヴィンガ時代が取扱はれ、既に早くよりローマ人社會並にゲルマン人社會に従士制、恩給制の先驅形態が見られたが、メロヴィンガ朝下の一般的政情不安に促がされて自由人の私的從屬關係が普及して行き、或る場合には人的關係と恩給關係とが同一人に重複して設定されることもあつたが、このような兩要素の共存状態は唯例外でしかなかつたことが述べられてゐる。

第二部は「カロリング朝封建制」(La féodalité carolingienne)と題し、カロリング朝時代が取扱はれてゐる、尙この時期はシャルレマーニュ以前とその以後と二期に分けられてゐる。既にカロリング朝初期に於いて相續く國內の不安を通じて人的從屬關係の普及は著しく、又従士の義務履行を保證するために教會財産を、或は王家の所領をも利用して従士にベネフィキウムを下附すること

が次第に廣く行はれ、シャルレマーニュ即位の頃には従士制、恩給制の共存が日常普通のこととなつた。この傾向はカロリング朝後期に及んでは實に進展を見せルウイ敬虔王の治世には、(1) 従士たる資格取得が恩給受領の條件をなしてゐたこと(Annales Bertiniani. a. 837, Einhardi Epistolae, no. 34) (2) 従士は恩給地の利用に當つてはコメンダチオの諸條項に則すべきものとされてゐたこと(Constitutio de Hispanis Prima. c. 6) (3) 恩給關係は主従何れかの死亡を以つて消滅するものと考へられてゐたこと(Diplomata Karolinorum. I. no. 179; Bouquet, Recueil des Historiens. vi. 472. Einhart Epistolae. nos. 24, 27; A. de Courson, Cartulaire de l'Abbaye de Redon. no. 96) (4) 従士の義務履行充分ならざるか、或は義務不履行の場合には恩給地の沒收もあり得たこと(Boretius(ed). Capitularia, I no 77; Bitterauf, Traditionen des Hochstifts Freising. I. no. 257) 以上の四の點よりして人間關係と土地關係とが、前代に於けるが如く單なる共存の状態ではなく内的法的に結合する段階に到達したと考へ、又この頃には従士の義務は専ら軍務となつてゐたのである故、ここに軍役の義務と恩給下附とが原則的に結付くものとされてゐたと考へ得るとし、カロリング朝に「封建制度」の存在を主張することが可能であるとしてゐる。(本書二九頁)。

次いで彼は國家と封建制度との關係に觸れカロリング朝時代

に、王と官吏との間に従士關係の設定が王により推進されたが、所期の目的である國家權利の強化とはならず、むしろその解體に進んだことに言及してゐる。

第三部は「古典的封建制」(La féodalité classique)と題し、頁數も最も多く本書の約半分を占め、第十世紀より第十三世紀に至るまでのライン・ロワール兩河流域を中心に第十世紀から「従士制と封が社會生活に於いてもはや本質的機能を失つた」(本書八三頁)第十三世紀に至る間の西歐封建制度の制度的諸相が説明されてゐる。第一章は人間關係が取扱はれ、「従士たるの契約」その儀式「Homage servile」(これは僅かの説明のみで考察の對象から除外されてゐる)この「従士たるの契約」の効果として生ずる、「主人の權利」、「従士の義務」(fidelitas, auxilium, consilium)、「主人の義務」、「主人と陪臣との關係」、「契約の異犯とその制裁」、「世襲性」、「従士關係の複數制」、「hominium legium」が説明されてゐる。

第二章に於いては、「封」の問題が取扱はれ、「封の内容」、「封の種類」、「investitura」、「nouvançe」、「封の放棄」、「封に對する主・從相互の法的權利」、「封建的附帶義務」、「相續」(特に年少者女子の相續について)、「封の讓渡」が論ぜられてゐる。

第三章に於いては、人間關係と封との關係が論ぜられ、人間關係に代つて土地關係が封建制度に於いて次第に優越して行くこ

と、彼の所謂「封建制度の實物化」(Realisation de la féodalité)がこの時期の特徴として述べられてゐる。封の世襲化、従士の義務不履行の場合の封の沒收又は差押へ、hominium legiumの多數性、等は全てその現はれであり、主人の保護ではなくして「封」が臣從の存在理由となつたことを Gislebert de Mons (Chronique cc. 68, 75) Bracton (De legibus. (ed. Woodbine) ii, 232, 233) その他の記述を通じて明らかにしてゐる。

第四章に於いては國家と封建制度が裁判權と國家體制内に於ける封建性の在り方の二つの面から取り上げられ、フランス、ドイツ、イギリスの三國が夫々比較せられ、最後に結論として F. Olivier-Martin の言葉を引用し封建法の内にも國家構成に役立つ要素の存在したこと、ドイツに於いて周知の如き混亂状態に陥つたのは封建制度發達のあり方にあつたことが指摘されてゐる。

最後に結論として述べられてゐる所は、極めて短いもので第十三世紀以降の封建制度の遺構を述べた三頁半に満たないので此所に特に述べる必要を認めない。

以上が本書の内容の概容である。要するに本書は封建制度を人間關係と土地關係にのみ注意を集注した封建制度の法制史であり、この意味で C. Cahen の Le régime féodal de l'Italie normande. Noël Didier の Le droit des fiefs dans la coutume de Hainault au moyen âge. に似てゐるものとされて居り、封建世界の全般を

掩ふものではないがより廣い經濟的社會的諸現象の理解への一道程として極めて重要な意味を持つてあらう。

尙 Philip Grierson による英譯 Feudalism. (1952. Longmans,

Green and Co.) が發行されてゐる。これを特にこの英譯書によせた序文に於いて原著者はその後の誤りを訂正したもので原本の第三版と見て欲しいと言つてゐる。(森岡敬一郎)

上野の戰爭中の英書講讀の評判

福澤諭吉が慶應義塾を語る際特に自ら誇りとしたものの一つに、維新の變亂の際も學問の命脈を絶やさず、勉學を續けたと云ふ事である。この事は福翁自傳に、

明治元年の五月、上野に大戰爭が始まつて、其前後は江戸市中の芝居も寄席も見世物も料理茶屋も皆休んで仕舞て、八百八町は眞の闇、何が何やら分らない程の混亂なれども、私は其戰爭の日も塾の課業を罷めない。上野ではどん／＼鐵砲を打て居る、けれども上野と新錢座とは線里も離れて居て、鐵砲玉の飛で來る氣遣はないと云ふので、丁度あの時私は英書で經濟の講釋をして居ました。徳川の學校は勿論潰れて仕舞ひ、其教師さへも行衛が分らぬ位、況して維新政府は學校どころの場合でない。日本國中苟も書を讀で……居る處は唯慶應義塾ばかりと云ふ有様で此慶應義塾は日本の洋學の爲めには和蘭の出島と同様、世の中に如何なる變動があつても未だ

會て洋學の命脈を斷やしたことはないぞよ、慶應義塾は一日も休業したことはない此塾のあらん限り大日本は世界の文明國である。

と記して居る。此の事は福澤が折に觸れ學生を勵ます時に引用して語つたものである。その爲に此の一事は學生の間は勿論世間でも相當知られて居たのではあるまいかと思はれる。即ち明治十四年二月に發刊された野崎城雄著「今代名士品評初編」の中に福澤を評して居るが、野崎はこの事を

彰義隊士ノ上野ニ據リ王師ニ抗スルノ日都下ノ士民三百年來ノ太平ニ慣レ曾テ戰ヲ見ザルガ故ニ此變ヲ聞テ大ニ驚キ老幼婦女輩ハ無論壯夫ト雖トモ皆畏怯戰慄先ヲ爭テ逃奔シ滿城轟々鼎沸ノ如シ先生此時家塾ニ在リテ英書ヲ講ゼントス忽然砲響耳ヲ貫キ兵火天ニ漲ギレリ先生毫モ驚クノ色ナク生徒ヲ制シテ其書ノ講義ヲ了レリトと記して居る。明治十四年頃既にウェーランド經濟書講議の一事が有名であつたことを示す一例である。(河北展生)